

札幌市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市老人休養ホーム条例の一部を改正する条例

札幌市老人休養ホーム条例（昭和48年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表1（1）宿泊（1人1泊につき）の表中

「

3,200円	260円
3,800円	310円
3,100円	310円

を

」

「

3,300円	260円
3,900円	320円
3,200円	320円

に改め、

」

別表1（2）休憩の表中

「

620円
930円
620円

を

「

630円
950円
630円

に改め、

」

別表1備考1中「310円」を「320円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の別表 1 の規定は、この条例の施行の日以後に始める利用に係る利用料について適用し、同日前に始めた利用に係る利用料については、なお従前の例による。

(理 由)

保養センター駒岡の利用料を適正な額に改定するため、本案を提出する。